

一時的保育のご案内

仕事や急な用事等を理由に、一時的に保育を利用する必要がある場合、町立保育園で下記のとおり一時的保育事業を利用することができます。

申込みは月単位で、1か月に最大14日（保育園開園日）まで利用可能です。

（1）対象児童

1歳以上の就学前児童（※注意）で、下記の対象事由①②③のいずれかに該当する必要があります。ただし、青山保育園は2歳児以上（4月1日時点で満2歳以上の児童）になります。

（※注意）

◎1人での歩行が可能で、幼児食を食べることができる場合（離乳食の提供はありません）に限ります。

◎食物アレルギーをお持ちの児童の場合は、事前に子ども応援課に相談してください。

（受付時に子ども応援課で、「食物アレルギーに関する調査表」をお渡ししますので、病院で受診後、保育園での面接時に提出してください。医師が記入した調査表の提出が無い場合は、弁当を持参していただくことになります。）

◎下痢症状・熱（微熱）・感染症の疑いのある児童、その他保育園において投薬等の医療的行為をしなければならない児童は利用できません。

対象事由

①非定型的保育サービス

保護者の就労形態等（週3日以内の就労）により、家庭における保育が一時的に困難となり保育が必要となる児童

②緊急保育サービス

保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に保育が必要となる児童

③私的的理由サービス

保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するために、一時的に保育が必要となる児童

（2）保育日時

平 日	午前8時30分から午後4時まで
土曜日	午前8時30分から正午まで

※日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月29日～1月3日）

その他、町長が必要と認めた日は休園日です。

(3) 実施保育園（町立保育園）

保育園名	豊山保育園	青山保育園	富士保育園
定 員	1日最大8人	1日最大4人	1日最大4人
該当要件	(1)非定型的保育 (2)緊急保育 (3)私の理由保育	(1)非定型的保育 (2)緊急保育 (3)私の理由保育	(2)緊急保育のみ
住 所	豊場字新栄68番地	青山字東栄12番地	豊場字流川46番地
電話番号	28-2888	28-3562	28-3459

※青山保育園は2歳児からの受け入れとなります。

※電話番号の市外局番は0568です。

※富士保育園は平日のみ実施

(4) 一時的保育料（日額）

区 分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
生活保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	0円	
上記以外の世帯	8時30分から 12時30分まで	900円 (副食費200円を含む)	500円 (副食費200円を含む)	400円 (副食費200円を含む)
	12時30分から 16時00分まで	700円	300円	200円
	上記以外	1,600円 (副食費200円を含む)	800円 (副食費200円を含む)	600円 (副食費200円を含む)

※保育料の年齢区分については、各年度4月1日時点の満年齢を基準とします。

※利用月の翌月に保育料の納付書をお渡ししますので、期限内に納付してください。

※保育料に滞納がある場合、次回の申込みを受け付けません（入金確認後の申込み）。

(5) 申込方法・期限

利用希望月から起算して前月の15日（保育園が休園の場合は、前開園日）までに、各保育園又は子ども応援課で配布する「保育園入園（一時的保育）申込書」を各保育園に提出してください。月単位で申込みが必要となりますので注意してください。

初回利用の場合は、申込書を提出していただいた後に、保育園で三者面談（保護者・児童・保育士）を実施します。面談日は、申込書の提出時に調整させていただきます。

申込期限（毎月15日）後に、申込内容を審査し、優先度の高い順（就労時間の長い方、出産で利用する方等）に利用を承諾します。

承諾の可否については、利用希望月から起算して前月末までに保護者に通知します。

【問合せ】豊山町生活福祉部子ども応援課子ども応援グループ（役場1階5番窓口）

TEL 0568-28-0936、FAX 0568-28-2870